

10年保存
機密性 1
令和7年4月1日 令和17年3月31日

基発 0919 第 1 号  
令和 6 年 9 月 19 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
( 公 印 省 略 )

労災保険柔道整復師施術料金算定基準の一部改定について

標記については、昭和 53 年 3 月 16 日付け基発第 154 号「労災保険における柔道整復師  
施術料金の算定基準等の改定について」(以下「通達」という。)により実施しているところ  
であるが、今般、通達の別紙の算定基準を改定し、令和 6 年 10 月 1 日以降の施術分につ  
いて適用することとしたので、了知の上、改定後の算定基準に基づき、管内の柔道整復師  
団体と協定の締結を行い、円滑な運営を図られたい。